

東京都板橋区し尿業務事務処理要綱

平成14年10月 4日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出されるし尿の収集に係る事務処理に必要な事項を定めることにより、収集業務の適正かつ円滑な実施を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で、し尿とは一般家庭から排出されるし尿であって、浄化槽による処理又は直接下水道に放流していないものをいう。

(収集を依頼できる者)

第3条 し尿の収集を板橋区（以下「区」という。）に依頼できる者は、区内に存する次に掲げる住宅の居住者又は所有者若しくは管理者（以下、「居住者等」という。）とする。

- (1) 居住専用住宅
- (2) 店舗併用住宅
- (3) アパート等共同住宅
- (4) その他区長が認めた住宅

(収集の手続き)

第4条 し尿の収集を区に依頼しようとする者は、し尿収集開始承認申請書（別記第1号様式）を区長に提出する。

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査して、し尿の収集を開始しようとするときは、し尿収集開始承認決定通知書（別記第2号様式）により、し尿の収集をしないときには、し尿収集開始不承認決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知する。

3 前2項の規定に係わらず、区長がし尿の収集が必要と認めるときは、当該住宅の居住者等の同意を得て収集を開始することができる。

(収集内容の変更・終了等)

第5条 前条第2項の規定により、し尿収集開始承認決定通知書により通知を受けた申請者（以下「決定者」という。）が決定の内容に変更を受けようとするとき又は一時的に停止若しくは終了しようとするときは、その旨をし尿収集変更・一時停止・終了届（別記第4号様式）により区長に届け出なければならない。

(収集内容の変更・終了等の決定)

第6条 区長は、前条の届を受理したときは、し尿収集変更・一時停止・終了決定通知書(別記第5号様式)により、決定者に通知する。

2 前項の規定に係わらず、区長がし尿を収集する住宅の収集・居住その他の状況により収集の必要がないと認めるときは、し尿収集開始承認決定取消通知書(別記第6号様式)で決定者に通知し、し尿収集の開始承認決定を取り消すことができる。

(決定者台帳)

第7条 区長は、決定者の最新情報に基づいて台帳を整備しておくものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、資源環境部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は決定の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による収集の決定に関する手続は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

3 区長は、この要綱の決定日前からし尿収集を行っている住宅の居住者等は申請書の提出をもってこの要綱に基づく決定者とみなし、し尿収集開始承認決定通知書の通知を省略することができる。

(別記第1号様式)

し尿収集開始承認申請書

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区長

申請者	住所	〒
	ふりがな	
	氏名	
	電話番号	
申請者区分	1 本人 2 家族 3 所有者 4 ()	

東京都板橋区し尿業務事務処理要綱の規定に基づき、以下のとおり申請します。

収集先	住所	〒 区 (方書)			
	ふりがな		家族人数	人	電話番号
	世帯主				

住宅区分	1 一戸建住宅 2 住宅と店舗等併用 (店舗等名称) 3 アパート等共同住宅 (アパート等名称) 4 その他 ()			
便槽の状況	1 単独便槽 (1戸で1つの便槽を使っている場合) 2 共同便槽 (2戸以上で1つの便槽を使っている場合)			
便槽の種類	1 一般 2 簡易式水洗 (水・泡等でし尿を流し、これを便槽にためる方式のもの) 3 その他 ()			
使用便槽数	単独	使用	世帯数	世帯
収集希望回数	1 1か月に1回	2 2週間に1回	3 1週間に1回	4 その他 ()

管理者	住所	
	氏名	
	電話番号	

※ 管理者の欄は、賃貸住宅・借家の場合などで、家主・不動産屋等を記入してください。

連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	

※ 連絡先の欄は、くみ取り先以外に連絡先がある場合に記入してください。

意見 要望欄	
-----------	--

※ 意見・要望欄は、くみ取りに際して留意して欲しい事項等があれば記入してください。

(第2号様式)

し尿収集開始承認決定通知書

住 所	〒
ふりがな	
氏 名	
電話番号	

年 月 日付で申請のあった下記住宅のし尿収集開始承認申請については、申請のとおりし尿収集することを決定したので、東京都板橋区し尿収集業務事務処理要綱第4条第2項の規定に基づき通知する。

年 月 日

東京都板橋区長

記

収集先	住 所	〒 区 (方書)			
	ふりがな				
	世帯主		家族 人数	人	電話 番号
	住 宅 区 分	1 一戸建住宅 2 住宅と店舗等併用 (店舗等名称) 3 アパート等共同住宅 (アパート等名称) 4 その他 ()			
	収集 回数	1 1か月に1回	2 2週間に1回	3 1週間に1回	4 その他 ()

※ 収集内容の変更・一時的な停止・廃止を希望する場合は、し尿収集変更・一時停止・終了届を提出するようお願いいたします。

(第3号様式)

し尿収集開始不承認決定通知書

住所	〒
ふりがな	
氏名	
電話番号	

年 月 日付で申請のあった下記住宅のし尿収集開始承認申請については、調査した結果不承認とすることを決定したので、東京都板橋区し尿収集業務事務処理要綱第4条第2項の規定に基づき通知する。

年 月 日

東京都板橋区長

記

1 不承認決定した住宅

収集先	住所	〒 区 (方書)			
	ふりがな				
	世帯主	家族人数	人	電話番号	
	住宅区分	1 一戸建住宅 2 住宅と店舗等併用 (店舗等名称) 3 アパート等共同住宅 (アパート等名称) 4 その他 ()			

2 理由

(第4号様式)

し尿収集変更・一時停止・終了届

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区長

申請者	住所	〒			
	ふりがな	-----			
	氏名				
	電話番号				
	申請者区分	1 本人	2 家族	3 所有者	4 ()

東京都板橋区し尿業務事務処理要綱の規定に基づき、以下のとおり届け出します。

収集先	住所	〒 区			
	ふりがな	(方書)			
	世帯主	-----	家族人数	人	電話番号

変更の場合	変更箇所	変更前	変更後

一時停止の場合	最終収集依頼日	停止を開始する日	収集の開始を予定する日
	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()
	理由		

終了の場合	最終収集依頼日	終了する日		
	年 月 日 ()	年 月 日 ()		
	理由	1 住宅の解体	(予定日	年 月 日頃)
		2 トイレの水洗化等		
		(1) 浄化槽を設置する	(予定日	年 月 日頃)
(2) 下水道につなぐ		(予定日	年 月 日頃)	
	3 住所の移転	(予定日	年 月 日頃)	
	4 その他	()	

意見 要望欄	
-----------	--

※ 意見・要望欄は、くみ取りに際して留意して欲しい事項等があれば記入してください。

(第5号様式)

し尿収集 変更・一時停止・終了 決定通知書

住 所	〒
ふりがな	-----
氏 名	
電話番号	

年 月 日付で届のあった下記住宅のし尿収集変更・一時停止・終了届については、届け出のとおり変更・一時停止・終了することを決定したので、東京都板橋区し尿収集業務事務処理要綱第6条第1項の規定に基づき通知する。

年 月 日

東京都板橋区長

記

収集先	住 所	〒 区 (方書)			
	ふりがな	-----	家族	電話	
	世帯主		人数	人	番号
	住 宅 区 分	1 一戸建住宅 2 住宅と店舗等併用 (店舗等名称) 3 アパート等共同住宅 (アパート等名称) 4 その他 ()			

(第6号様式)

し尿収集開始承認決定取消通知書

住 所	〒
ふりがな	
氏 名	
電話番号	

下記住宅のし尿収集については、調査の結果、 年 月 日付の収集開始承認決定を取り消すことに決定したので、東京都板橋区し尿収集業務事務処理要綱第6条第2項の規定に基づき通知する。

年 月 日

東京都板橋区長

記

1 取消決定とした住宅

収集先	住 所	〒 区 (方書)			
	ふりがな				
	世帯主		家族 人数	人	電話 番号
	住 宅 区 分	1 一戸建住宅 2 住宅と店舗等併用 (店舗等名称) 3 アパート等共同住宅 (アパート等名称) 4 その他 ()			

2 理 由